

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

当組合は「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを尊重・遵守してまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等のお客様から資金調達のお申込みをいただいた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し、経営者保証の必要性等を総合的に判断いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) お客様と保証契約を締結する場合には、お客様にご理解いただけるよう保証契約の必要性等に関して丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、お客様の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況や適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

お客様から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果についてお客様に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、必要に応じ専門家等とも連携しつつお客様の資産状況等を総合的に勘案して決定いたします。

令和6年3月1日
上伊那農業協同組合